

他に係争中の付与前異議申立がなければ、先の付 与前異議申立棄却日に特許付与ⁱ

情報管理チームⁱⁱ

ババット・ヴィニットⁱⁱⁱ

デリー高等裁判所は、先日、付与前異議申立が棄却され、ほかに係争中の付与前異議申立がない場合、特許はこの付与前異議申立棄却日に付与されるとの一審判決を支持する旨の判決を下した。本件は、第1の異議申立人による付与前異議申立が棄却されたため特許が付与され、その後に第2の異議申立人である上诉人が行った付与前異議申立の申請が却下されたというものである。

上诉人は、当該特許の付与命令は満たすべき諸要件がある状態での条件付き命令でしかなく、このような特許は正式に付与されていたとは見なされないという意見を述べた。また、改正条項に定められているように、特許が付与されるまで、すなわち公印が付され、原簿に記録された時までが異議申立期間であるとも主張した。しかし、同高裁は、課せられた諸要件とは、形式的なものに過ぎず、たとえば補正箇所のあるページは打ち直し、明細書を完成させて訂正することなどであって、既に決定されている事項については、何ら実質的な影響を持たないものであるとしている。

同高裁は、特許管理官には、付与前異議申立が棄却となった際、特許付与命令を下す権限が与えられているとし、訴えを退けた同高裁の見解は、上诉人の主張を受け入れれば条項の乱用となるというものである。すなわち、第43条に基づく特許証発行前に付与前異議申立が棄却されたとしても、その申立人の要請で他の者が異議申立をすることが可能となり、これに従えば、特許付与の手続きは際限なく後送りされてしまう。[Snehlata C Gupta 対 Union of India --- 事件番号 563 of 2010 & LPA No. 564 of 2010, 2012年4月20日付判決]

ⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所発行 IPR AMICUS 2012年5月 10号

ⁱⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所、ニューデリー、インド

ⁱⁱⁱ 株式会社サンガム I P、代表取締役社長、インド国登録特許弁理士、東京、日本